

平成27年3月6日

小鹿野町長 福島弘文様

小鹿野町水道事業運営審議会
会長 宮田義範



水道事業の運営及び水道料金の改定について（答申）

平成26年11月7日付小鹿水第69号で諮問のあった「水道事業の運営及び水道料金の改定」について、本審議会において慎重に審議した結果、次のとおり結論を得たので答申します。

1 はじめに

小鹿野町水道事業運営審議会では、町長からの諮問を受け、平成26年11月から計6回にわたり審議会を開催しました。審議会では、小鹿野町水道施設の視察を始め、今後の收支見通し、料金改定の必要性や必要な料金改定率、料金体系のあり方などについて慎重な審議を行いました。その結果、町民に与える影響を十分考慮したうえで、次のとおり意見が集約されましたので答申いたします。

2 水道事業の運営について

小鹿野町水道事業は、平成24年度、平成25年度の2年連続で赤字を生じている。さらに、給水人口の減少や節水意識の高まりなどにより収益の減少が予測される中、水管を始め、老朽化した施設の更新、耐震化等に伴い、今後、高額な設備投資が必要となってくる。

また、水道水を作るうえで電気は欠かせないものであるが、東日本大震災以後の電気料金の急激な値上がりは、水道事業財政に大きな影響を与えていた。

小鹿野町水道事業が将来にわたり、安心で安全な水の供給を継続するためには、適切な料金改定を行い、赤字体質を脱却する必要があるとともに、水需要の不均衡の解消や施設整備水準の平準化、さらに恒久的な事業運営に向けた運営基盤の強化のための水道広域化が必要であると考える。

3 水道料金の改定について

水道事業の健全経営の確保を図り、老朽化施設の更新、耐震化等の施設整備を着実に推進するためには、水道料金を改定することが必要であると考える。

(1) 料金体系について

使用負担の公平と、料金体系の明確性を確保する観点から、基本料金と従量料金からなる口径別の料金体系が望ましいと考える。

また、13mm～25mm の一般家庭用料金にあっては、2か月 20 m³の基本水量を付与していたが、今後は、原価配賦面で公平性を期する観点から基本水量制を廃止することが望ましいと考える。

(2) 基本料金と従量料金

基本料金は、安定的な収入を確保するため見直すことが望ましいと考えるが、一般家庭の急激な負担増を避けるため、改定に当たっては慎重に検討されたい。

また、従量料金については、大口需要者に過度な負担がないよう逓増度の設定を検討されたい。

(3) 料金の改定率について

水道事業の健全性を維持するためには、供給単価が給水原価を下回る「原価割れ」の状態を解消し、一定の内部留保資金を確保することが必要である。

なお、料金改定率を抑制するため、建設改良事業の財源として企業債を発

行することも考えられるが、企業債の発行に伴い発生する支払利息は、長期にわたり水道事業経営に影響を与えるものであることから、極力、企業債の借入に頼らない自己財源による建設改良事業の実施が望ましいと考える。

以上のことと踏まえ、今後10年間の財政計画に基づく料金改定率は、46%を上限とすることが望ましいと考える。しかしながら、水道料金の値上げは、町民生活や企業活動に与える影響が大きいことから、その実施に当たっては十分配慮されたい。また、今後の財政状況や社会経済情勢、さらに、現在検討されている水道広域化の方向性を十分見極め、料金改定率については、慎重かつ柔軟に判断されたい。

(4) 料金改定の時期について

消費税の増税や公共料金の値上げにより町民の生活は厳しい状況にあるが、必要な料金改定を先延ばしすることは、安定給水の観点からも大きな問題であること、また、将来の需要者に過大な負担を与え、世代間の負担の公平が確保できず好ましくないものであることから、料金改定の時期は、平成27年度中とすることが望ましい。

【要望事項】

1 料金改定に伴う町民への周知について

水道料金の値上げは、直接、町民の生活や企業活動に大きな影響を与えることから、水道料金の仕組みや料金改定の必要性、財政状況や事業計画などについて町民の理解が得られるよう十分に説明責任を果たすこと。

2 老朽管の更新、施設の耐震化について

地震等による断水は、町民の生活や企業活動に多大な影響を及ぼすことから、老朽管や施設の耐震化を含めた施設の更新を計画的かつ早期に行うこと。

3 経営効率化の推進について

人件費の削減を始め、引き続き、より一層の経費節減を図り、経営効率化を推進すること。

4 大口使用者への補助制度等の検討について

町内企業の事業活動の活性化及び企業誘致を図るため、大口使用者への補助制度、料金減免制度等について調査・検討を行うこと。

5 料金体系について

将来にわたり安定した収益が確保できるよう料金体系についての調査・研究をしていくこと。

6 工事費用の抑制について

工事の執行に当たっては、材質、工法、実施業者等について十分精査し、工事費用の抑制を図ること。

7 水道広域化について

水道広域化された場合には、ホームページ、広報誌等により、町民に対し十分な情報提供を行うとともに、基本構想・基本計画に基づいて確実に工事等が実施されるよう注視し、工事の実施に当たっては、内容を精査し、町民への影響が出ないよう最善を尽くすこと。

また、広域化後の水道料金については、町民の負担が軽減されるよう慎重な対応を図ること。